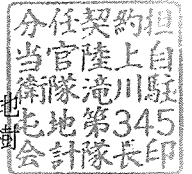


公 告

分任契約担当官陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安田和樹



次のとおり一般競争入札（売払）を行います。「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

- (1) 件名：AGP 鉄屑ほか5件別紙第1-1内訳書のとおり
：BGP 廃タイヤほか23件別紙第1-2内訳書のとおり
：CGP 廃バッテリーほか20件別紙第1-3内訳書のとおり
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊滝川駐屯地
- (3) 搬出期限：代金納付の日から5日以内（令和4年11月30日（火）までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 入札及び契約心得を示す場所

北部方面会計隊ホームページ及び陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班

4 現場確認

- (1) 場所：陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊契約班事務室じ後各集積場所
- (2) 日時：令和4年10月12日（水）～令和4年10月21日（金）（但し、土日祝日を除く。）までの間（参加希望者は事前に第12項（15）に示す問い合わせ先に連絡し調整すること。）

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊滝川駐屯地 諸隊会議室（会計隊契約班隣）
- (2) 日時：AGP 令和4年10月27日（木）1310～
BGP 令和4年10月27日（木）1330～
CGP 令和4年10月27日（木）1350～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項による契約に虚偽又は違反した場合
- (5) FAX・電報による入札
- (6) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (7) 現場確認をしていない者の入札

8 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

9 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。なお落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加

算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了した時とする。

11 取得物品について

- (1) 取得した物品を搬出する場合は各担当者の点検を受けた後搬出する。
- (2) 解体作業・搬出作業は当該部隊の課業時間内とする。
- (3) 取得物品は原形のままの使用を禁止する。

12 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先する。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 本入札は新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。
- (6) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、入札書と資格審査結果通知書(写)をAGP「鉄屑ほか5件売払 入札書在中」、BGP「廃タイヤほか23件売払 入札書在中」、CGP「廃バッテリーほか20件売払 入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて10月26日(水)17時までに滝川駐屯地会計隊に必着させること。この際、(15)の問い合わせ先に到達の確認を行うこと。郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (7) 入札に当たっては、入札及び契約心得を遵守すること。
- (8) 入札書において「当社は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (11) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (12) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (13) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すこと。
- (14) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法令等に基づき実施するものとし、一切の責任は落札業者の責めによるものとする。
- (15) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班(担当:橋本)
TEL0125-22-2141(内547)FAX0125-22-2141(内348)

13 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所:各駐屯地会計隊(滝川、岩見沢、美唄、旭川、札幌)
滝川商工会議所、岩見沢商工会議所、美唄商工会議所、旭川商工会議所、札幌商工会議所
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>)
- (2) 掲示期間:令和4年10月6日~令和4年10月27日

内 訳 書

番 号	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	廃タイヤ	12R22.5 14PR	EA	82	
2	廃タイヤ	12R22.5 16PR	EA	10	
3	廃タイヤ	1100R20 14PR	EA	7	
4	廃タイヤ	1100R20 16PR	EA	15	
5	廃タイヤ	275/70R 22.5	EA	25	
6	廃タイヤ	900-20 14PR	EA	5	
7	廃タイヤ	37×12.50R17	EA	30	
8	廃タイヤ	215/85R18	EA	65	
9	廃タイヤ	7.00-15 6PR	EA	4	
10	廃タイヤ	7.50R16 12PR	EA	4	
11	廃タイヤ	3.00-21	EA	8	
12	廃タイヤ	4.60-18	EA	7	
13	廃タイヤ	6.00-9	EA	10	
14	廃タイヤ	2.50-17	EA	1	
15	廃タイヤ	14.00-20-18PRC OMBAT	EA	6	
16	廃タイヤ	1100R20 14PR	EA	7	スタッドレス
17	廃タイヤ	395/85R20	EA	2	スタッドレス
18	廃タイヤ	275/70R22.5	EA	1	スタッドレス
19	廃タイヤ	900R20 14PR	EA	2	スタッドレス
20	廃タイヤ	7.00R15 8PR	EA	28	スタッドレス

内 訳 書

番 号	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	廃バッテリー	105D31R	EA	41	
2	廃バッテリー	130E41L	EA	4	
3	廃バッテリー	145F51R	EA	13	
4	廃バッテリー	145G51R	EA	2	
5	廃バッテリー	155G51R	EA	8	
6	廃バッテリー	195G51R	EA	32	
7	廃バッテリー	245H52R	EA	2	
8	廃バッテリー	30A19L	EA	2	
9	廃バッテリー	34A19L	EA	2	
10	廃バッテリー	40B19L	EA	1	
11	廃バッテリー	55D23L	EA	1	
12	廃バッテリー	6N2A-2C	EA	2	
13	廃バッテリー	80D26R	EA	60	
14	廃バッテリー	GM18Z-3A	EA	1	
15	廃バッテリー	GTZ7L-BS	EA	1	
16	廃バッテリー	NS60L	EA	1	
17	廃バッテリー	YB16AL-A2	EA	6	
18	廃バッテリー	YTX7L-BS	EA	9	
19	廃バッテリー	85D26R	EA	4	
20	廃バッテリー	95D31R	EA	2	

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合